

(証券コード 5986)

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

大阪市中央区谷町六丁目18番31号

モリテック スチール株式会社

取締役社長

門

高 司

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第85回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.molitec.co.jp/ir-info/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（モリテック スチール）」又は証券「コード」に「5986」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ゼント心斎橋 3 階
TKP ガーデンシティ PREMIUM 心斎橋「バンケット 3 A」

会場変更

会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

* 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載する内容は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ③ 会社の支配に関する基本方針
- ④ 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ⑤ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

* 3頁<議決権行使についてのご案内> をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ その他株主様へのご案内につきましては、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、最新情報をご参照くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時

インターネットにてご行使いただく場合



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面にてご行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午後5時30分到着

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主番号 00000000
〇〇〇〇株式会社
第〇〇〇〇回臨時株主総会
9999年09月09日開催
行使できる議決権の数
999
議案内容 〇
Agenda(English) 〇

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承知いたします。以下よりお手続きをお進みください。

会社提案議案の全てに賛成 会社提案議案に個別に賛否を投票
投票する 投票する

トップページへ

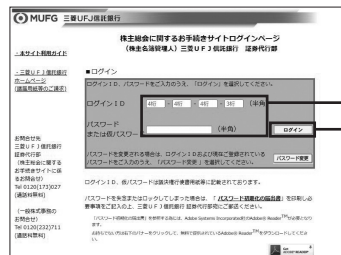
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- ①「ログインID・仮パスワード」を入力
- ②「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等もあり、景気は緩やかに回復の動きが見られたものの、本年2月に発生した中東における地政学的リスクの高まりや金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向等、景気の見通しは依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の下、自動車関連分野および家電分野を中心とした需要を取り込みつつ、高付加価値製品の拡販、生産性向上およびコスト削減に取り組んでまいりました。また、原材料価格やエネルギーコストの上昇に対しては販売価格への転嫁を進めるとともに、歩留まり改善等により収益性の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は481億9千2百万円と前連結会計年度比4.6%減少しましたが、営業利益につきましては4億4千4百万円と前連結会計年度比12.1%増加しました。

経常利益は6億3千万円と前連結会計年度比95.4%増加し、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては10億4千2百万円と前連結会計年度比216.5%の増加となりました。

セグメント別の売上高、営業利益につきましては、特殊帯鋼、普通鋼等を販売しております商事部門は、主力顧客の自動車向けや家電需要の調整が続き、半導体需要も弱含みで推移したこと等により、売上高は334億6千2百万円と前連結会計年度比7.8%減少し、セグメント利益（営業利益）は、一部商品でスプレッドが好調な局面もあったものの、減収による影響を補うには至らず、4億3百万円と前連結会計年度比1.1%の減少となりました。

焼入鋼帯、鋅金加工品を製造販売しております焼入鋼帯部門、鋅金加工品部門では、焼入鋼帯部門につきましては、売上高は15億9千9百万円と前連結会計年度比5.5%増加し、セグメント利益（営業利益）は1億3千5百万円と前連結会計年度比3.9%の増加となりました。鋅金加工品部門につきましては、農業機械向けの需要が堅調に推移したことから、売上高は73億6千万円と前連結会計年度比2.6%増加しましたが、一部製品在庫の収益性見直しを実施したことから、セグメント利益（営業利益）は4億9千9百万円と前連結会計年度比22.5%の減少となりました。

また、海外事業につきましては、新規部品の受注拡大等により、売上高は57億7千万円と前連結会計年度比4.6%増加し、生産効率の向上や品質の改善が進んだこと等により、セグメント利益（営業利益）は3億円と前連結会計年度比277.3%の増加となりました。

セグメント別売上高

区 分	前 期 自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日		当 期 自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
特殊帯鋼	21,236	42.1	19,312	40.1	△9.1
普通鋼	13,524	26.8	12,778	26.5	△5.5
その他	1,533	3.0	1,371	2.8	△10.6
商事部門	36,294	71.9	33,462	69.4	△7.8
焼入鋼帯部門	1,516	3.0	1,599	3.3	5.5
鋅金加工品部門	7,174	14.2	7,360	15.3	2.6
海外事業	5,514	10.9	5,770	12.0	4.6
合 計	50,498	100.0	48,192	100.0	△4.6

(2) 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、生産の合理化及び子会社の生産能力の増強を目的とした設備投資を行い、設備投資総額は4億6千9百万円となりました。

なお、当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関からの借入金などにより賄っております。

(3) 対処すべき課題

わが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に緩やかな回復が期待される一方、海外景気の減速、原材料・エネルギー価格の高騰、為替変動、地政学リスクなど、不透明な状況が継続しております。加えて、特に当社の主要顧客である自動車産業は100年に一度の大変革期を迎えており、電動化・電子化の進展により、内燃機関（ICE）関連部品の需要は中長期的に減少する見通しであり、当社の売上構成に直接的な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいても、自動車向け売上の割合が高く、特に当社単体では売上の約7割がICE関連部品であることから、将来的にICE関連部品の需要減少が進んだ場合、当社単体の売上が3割程度減少するリスクを認識しております。また、熟練技能者の高齢化や在庫管理の属人化など、内部的な生産性向上に向けた構造的課題も存在しております。

このような環境のもと、当社は以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

① 収益力の改善

鋼材価格・電力費等の上昇分の価格転嫁が途上であり、収益性の改善が喫緊の課題となつ

ております。高付加価値製品の拡販、原価低減活動、在庫回転期間の短縮等により、売上高利益率の改善を図ります。

② 事業ポートフォリオの転換

ICE依存からの脱却に向け、EV関連部品、非鉄加工、精密加工など重点6分野への事業展開を加速し、売上構成の転換を進めます。

③ 市場での競争力強化

焼入鋼帯・ベーナイト・ゼンマイの拡販、既存顧客深耕、新規顧客開拓を進め、売上の拡大を図ります。

④ 人的資本の強化

経営戦略の実行に不可欠な人材として、豊富な商品知識を有し市場で活躍できる人材、電気工学リテラシーを有し新製品開発に貢献できる人材の育成・採用を進めます。

⑤ サステナビリティ経営の推進

気候変動対応、人権尊重、コンプライアンス強化等のESG課題に取り組み、企業価値向上を図ります。

なお、自動車産業におけるBEV（バッテリー式電気自動車）化の進展については一部で鈍化が見られるものの、中長期的には電動化の方向性に変化はなく、当社の主要顧客領域においても構造転換が継続すると見込まれます。当社は、重点6分野およびEV関連事業への経営資源配分を強化し、ICE関連売上の減少リスクに対応してまいります。

当社の経営戦略は以下のとおりであります。

当社は、ICE関連部品への依存度を段階的に低減しつつ、①高付加価値製品の拡販、②重点6分野(グローブ加工、精密加工、非鉄加工、絞り加工、板鍛造加工、接合加工)への展開、③EV関連事業の強化、④DXによる在庫削減を成長ドライバーとする事業ポートフォリオへの転換を進め、ROE8%の達成を目指しております。

① 高付加価値製品の拡販

焼入鋼帯、ベーナイト、ゼンマイ等の高付加価値品目の販売強化により、収益性の向上を図ります。これらの高付加価値製品については、既存顧客の深耕および新規顧客開拓を通じ、4年間で売上規模を6倍程度に拡大することを目標としています。

② 重点6分野への展開

グローブ加工、精密加工、非鉄加工、絞り加工、板鍛造加工、接合加工の6分野において、2027年3月から順次市場投入を進め、事業構造の転換を図ります。重点6分野は、当社の既存技術（焼入鋼帯・精密加工・非鉄加工）との親和性が高く、かつEV化・自動化の進展により市場拡大が見込まれる領域であり、当社の競争優位性を発揮しやすい分野として選定しております。

③ EV関連事業の強化

EV充電器の普通充電器、DC充電器、機械式駐車設備向け製品等の開発を進め、2030年

に向けた市場拡大に対応します。

④ DXによる在庫削減

生産基幹システムフル活用による生産計画・進捗管理の精緻化により、2030年3月までに在庫回転期間を20%短縮することを目標とします。

なお、当社は中期経営計画（2027年3月期～2030年3月期）において、2030年3月期に営業利益18億円、ROE8%の達成を経営目標としております。この目標は、高付加価値製品の拡販、重点6分野の事業化、EV関連事業の強化、DXによる在庫回転期間20%短縮を成長ドライバーとし、事業ポートフォリオの転換と収益性向上を図ることで実現を目指すものです。また、2030年3月期の営業利益18億円の内訳として、当社単体10億円、国内グループ会社4億円、海外グループ会社4億円を計画しております。

(4) 財産及び損益の推移の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移の状況

区 分	第82期 (2022年度)	第83期 (2023年度)	第84期 (2024年度)	第85期 (当期) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	36,334	50,774	50,498	48,192
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△4	441	322	630
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△704	312	329	1,042
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△31.46	13.94	14.70	46.53
総 資 産 (百万円)	36,492	37,225	36,525	35,156
純 資 産 (百万円)	12,924	14,177	14,611	16,215

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の推移の状況

区 分	第82期 (2022年度)	第83期 (2023年度)	第84期 (2024年度)	第85期 (当期) (2025年度)
売 上 高 (百万円)	25,919	25,564	25,283	23,850
経 常 利 益 (百万円)	208	455	380	207
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△739	338	371	721
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△32.99	15.09	16.58	32.21
総 資 産 (百万円)	24,717	26,027	25,006	23,925
純 資 産 (百万円)	11,401	12,232	12,444	13,263

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中の平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
ジュタウン・モリテック (タイランド) 株式会社	百万タイバーツ 223	99.5 (0.0) %	タイ国内向け鋼材加工販売、鋁金加工品の製造販売
モリテックスチール インドネシア株式会社	百万インドネシアルピア 10,000	100.0 (0.4) %	インドネシア国内向け鋼材加工販売
モリテックスチール メキシコ株式会社	百万メキシコペソ 321	100.0 (0.0) %	メキシコ国内向け鋼材加工販売、鋁金加工品の製造販売
上海摩立特克鋼鉄商貿 有限公司	百万人民元 10	100.0 %	中国国内向け鋼材加工販売
日輪鋼業株式会社	百万円 33	85.5 %	日本国内外向け鋼材加工販売
モリテックスチール (ベトナム) 会社	百万ベトナムドン 31,152	100.0 %	ベトナム国内向け鋼材加工販売
中川産業株式会社	百万円 24	100.0 %	普通鋼、ステンレス鋼、非鉄、その他一般鋼材、鉄鋼二次製品などの加工販売
株式会社サンド	百万円 10	100.0 %	金属の二次加工

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(6) 主要な事業内容

特殊帯鋼（熱間圧延鋼帯・ステンレス鋼帯等を含む。）、普通鋼等鋼材の仕入販売（商事部門）と焼入鋼帯、鋁金加工品の製造販売（製造部門）を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 社 大阪市中央区谷町六丁目18番31号
販売拠点 北海道営業所、東北営業所、東京支店、名古屋支店、本社営業部、
海外事業部、広島営業所
生産拠点 宇都宮工場、三重大山田工場
開発拠点 けいはんな R & D センター
海外拠点 インド駐在員事務所

② 子会社

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社
モリテックスチールインドネシア株式会社
モリテックスチールメキシコ株式会社
上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司
日輪鋼業株式会社
モリテックスチール（ベトナム）会社
中川産業株式会社
株式会社サンド
株式会社テクノノン

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計 年度末比増減
727名	一名

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
338名	1名増	43才0ヵ月	16年4ヵ月

(注) 出向社員（10名）及び嘱託・臨時社員（39名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,363百万円
株式会社関西みらい銀行	1,311百万円
株式会社みずほ銀行	571百万円
株式会社りそな銀行	405百万円
株式会社池田泉州銀行	274百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 22,404,271株（自己株式153,792株を除く。）
(3) 当事業年度末の株主数 8,836名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本製鉄株式会社	2,244千株	10.02%
日本生命保険相互会社	1,270千株	5.67%
株式会社三菱UFJ銀行	970千株	4.33%
株式会社関西みらい銀行	960千株	4.29%
水元公仁	630千株	2.81%
大同生命保険株式会社	600千株	2.68%
森浩之	513千株	2.29%
榎本里司	502千株	2.24%
森泰之	424千株	1.89%
モリテックスチール従業員持株会	379千株	1.69%

（注）持株比率は自己株式（153,792株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	門 高 司	
常務取締役 執行役員	岩 崎 泰 治	開発本部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、 上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールイン ドネシア株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社 管掌
取締役 上席執行役員	大 川 良 太	生産本部長、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社 管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌
取締役 上席執行役員	田 中 正 三	管理本部長、兼経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長
取締役 上席執行役員	坂 手 恵 志	営業本部長
取締役 (監査等委員)	内 山 良 成	
社外取締役 (監査等委員)	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所 弁護士
社外取締役 (監査等委員)	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所 弁護士
社外取締役 (監査等委員)	谷 野 砂矢香	株式会社バルテック 代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち阪口誠、藤谷和憲及び谷野砂矢香の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役内山良成氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 独立役員
当社は、社外取締役 阪口誠、藤谷和憲及び谷野砂矢香の3氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当期中の取締役の異動等
- (1) 谷口正典氏は、2025年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- (2) 坂手恵志氏は、2025年6月25日開催の第84回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

5. 決算期後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動

氏 名	異 動 後	異 動 前	異動年月日
岩崎 泰治	社長補佐、開発本部長	開発本部長、中川産業株式会社管掌、日輪鋼業株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌	2026年4月1日
大川 良太	生産本部長	生産本部長、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌	
田中 正三	管理本部長、兼経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長、ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社管掌、モリテックスチールインドネシア株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ株式会社管掌、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテックスチール（ベトナム）会社管掌、中川産業株式会社管掌	管理本部長、兼経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社・当社子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害のうち、法律上の損害賠償金額、争訟費用が填補されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

役員の報酬等については、企業価値の持続的な向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするため、2024年6月26日開催の定例取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ) 決定方針の概要

取締役の報酬額は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、個人別の報酬額については、株主総会での決議の範囲内で、取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下、「取締役」という。）については取締役会の委任に基づき代表取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）については、監査等委員の協議に基づき決定しております。

また、監査等委員については、その職責を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議され、役員の報酬等の内容の決定方針についても同日付で改正しております。

ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬については、取締役会の委任に基づき取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。

また、種類別の報酬額の割合については、当社の財務状況、年度業績も踏まえ、その客観性、妥当性を担保するために、相当数の他企業と比較、検証して支給すると基本方針で定めており、取締役会もその方針を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

エ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、2025年6月25日開催の定例取締役会において、代表取締役社長 門 高司に取締役の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業領域を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

オ) 業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動報酬は、役員賞与とし、役員の1年間の成果に報いる趣旨で支給する金銭報酬で、グループ全体の年間の活動の成果である経常利益を指標としています。業績指標として経常利益を選定した理由は、本業以外の収支も含めた経営の正確性を鑑みて選定しております。当事業年度を含む経常利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項(4) 財産及び損益の推移の状況、①企業集団の財産及び損益の推移の状況に記載のとおりであります。

(5) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	148,880 (一)	128,880 (一)	20,000 (一)	— (一)	6 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	27,270 (9,000)	27,270 (9,000)	— (一)	— (一)	4 (3)

- (注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の第84回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員である取締役は除く。）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第83回定時株主総会において年額195,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役は除く。）の員数は5名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第83回定時株主総会において年額55,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容	関 係
取締役 (監査等委員)	阪 口 誠	中之島シティ法律事務所	弁護士	—
取締役 (監査等委員)	藤 谷 和 憲	しんらい総合法律事務所	弁護士	—
取締役 (監査等委員)	谷 野 砂矢香	株 式 会 社 バ ル テ ッ ク	代表取締役	—

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	阪 口 誠	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査等委員会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
取締役 (監査等委員)	藤 谷 和 憲	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査等委員会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。弁護士としての立場から当社の論理に捉われず、法令を含めた客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。
取締役 (監査等委員)	谷 野 砂矢香	当期開催の取締役会18回のうち18回出席し、また、監査等委員会7回のうち7回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。企業経営者としての立場から、客観的視点で独立性をもって経営の監視に務めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 協立監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23,500千円

当社及び子会社が監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて検証した結果、その報酬は妥当であると認め同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために変更することが妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	24,696,439	流 動 負 債	15,783,302
現 金 及 び 預 金	4,987,758	支払手形及び買掛金	6,302,667
受取手形、売掛金及び契約資産	6,085,034	電 子 記 録 債 務	4,155,344
電 子 記 録 債 権	4,333,237	短 期 借 入 金	3,781,669
商 品 及 び 製 品	4,296,059	リ ー ス 債 務	90,763
仕 掛 品	1,148,335	未 払 法 人 税 等	259,444
原材料及び貯蔵品	2,755,268	賞 与 引 当 金	212,253
そ の 他	1,101,488	役 員 賞 与 引 当 金	20,000
貸 倒 引 当 金	△10,744	そ の 他	961,161
固 定 資 産	10,460,073	固 定 負 債	3,158,007
有形固定資産	6,556,390	長 期 借 入 金	1,148,782
建 物 及 び 構 築 物	1,573,985	リ ー ス 債 務	274,086
機械装置及び車両運搬具	2,037,711	繰 延 税 金 負 債	735,535
工具、器具及び備品	106,020	役員退職慰労引当金	64,808
土 地	2,412,033	退職給付に係る負債	878,697
リ ー ス 資 産	323,694	長 期 未 払 金	56,097
建 設 仮 勘 定	102,945	負 債 合 計	18,941,310
無形固定資産	268,840	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	184,358	株 主 資 本	13,059,499
そ の 他	84,482	資 本 金	1,848,846
投資その他の資産	3,634,842	資 本 剰 余 金	1,476,446
投 資 有 価 証 券	3,003,833	利 益 剰 余 金	9,775,417
長 期 貸 付 金	4,118	自 己 株 式	△41,210
退職給付に係る資産	470,968	その他の包括利益累計額	3,081,227
そ の 他	155,921	その他有価証券評価差額金	1,445,260
資 産 合 計	35,156,513	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,404,596
		退職給付に係る調整累計額	231,371
		非支配株主持分	74,475
		純 資 産 合 計	16,215,202
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	35,156,513

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目				金 額	
				千円	千円
売上	売上	売上	高価		48,192,811
売上	売上	売上	益		43,290,923
販売費	販売費	販売費	益		4,901,888
営業外	営業外	営業外	益		4,457,219
受取配当	受取配当	受取配当	益		444,669
受取配当	受取配当	受取配当	息	14,579	
受取配当	受取配当	受取配当	金	108,834	
受取配当	受取配当	受取配当	益	88,862	
受取配当	受取配当	受取配当	金	18,106	
受取配当	受取配当	受取配当	益	9,960	
受取配当	受取配当	受取配当	他	22,699	263,042
受取配当	受取配当	受取配当	用		
受取配当	受取配当	受取配当	息	69,834	
受取配当	受取配当	受取配当	他	7,586	77,421
受取配当	受取配当	受取配当	益		630,290
受取配当	受取配当	受取配当	益	1,164	
受取配当	受取配当	受取配当	益	767,960	769,124
受取配当	受取配当	受取配当	損		
受取配当	受取配当	受取配当	失	1,587	
受取配当	受取配当	受取配当	損	509	2,096
受取配当	受取配当	受取配当	益		1,397,318
受取配当	受取配当	受取配当	税	305,270	
受取配当	受取配当	受取配当	額	48,058	353,328
受取配当	受取配当	受取配当	益		1,043,989
受取配当	受取配当	受取配当	益		1,478
受取配当	受取配当	受取配当	益		1,042,510

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	13,899,131	流 動 負 債	8,678,842
現金及び預金	1,603,823	支払手形	444
受取手形	25,240	電子記録債権	471,690
売掛金	3,673,240	買掛金	3,747,460
商品及び製品	2,956,752	短期借入金	3,425,000
仕掛品	3,537,414	繰上債	58,328
原材料及び貯蔵品	432,879	未払金	211,383
前払費用	648,056	未払費用	76,232
前払入金	4,755	未払法人税等	210,539
短期貸付金	56,643	未払消費税等	186,628
その他の貸倒引当金	950,329	前受り金	1,707
	10,000	賞与引当金	14,435
	3,295	役員賞与引当金	180,000
	△3,300	その他の負債	20,000
固 定 資 産	10,026,314	固 定 負 債	1,982,792
有形固定資産	2,460,483	長期借入金	562,500
建物	852,714	繰上債	184,841
構築物	34,815	繰延税金負債	285,205
機械及び装置	377,851	退職給付引当金	894,148
車両運搬具	6,973	長期未払金	56,097
工具、器具及び備品	67,732	負債合計	10,661,634
土地	838,541		
リース資産	184,699	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	97,155	株 主 資 本	11,961,338
無形固定資産	245,892	資本金	1,848,846
ソフトウェア	57,037	資本剰余金	1,469,608
ソフトウェア仮勘定	2,943	資本準備金	1,469,608
リース資産	180,110	利益剰余金	8,684,093
電話加入権	5,800	利益準備金	462,211
投資その他の資産	7,319,938	その他利益剰余金	8,221,882
投資有価証券	2,553,059	固定資産圧縮積立金	226,121
関係会社株式	4,232,235	別途積立金	6,850,000
関係会社出資金	171,006	繰越利益剰余金	1,145,760
長期貸付金	4,118	自己株式	△41,210
前払年金費用	250,207	評価・換算差額等	1,302,472
生命保険積立金	58,707	その他有価証券評価差額金	1,302,472
その他の	50,601	純 資 産 合 計	13,263,811
資 産 合 計	23,925,446	負債及び純資産合計	23,925,446

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	23,850,978
売上原価	21,318,924
売上総利益	2,532,054
販売費及び一般管理費	2,601,276
営業損	69,221
営業外収益	272,847
受取利息及び配当金	6,612
為替差益	21,355
受取口イヤー戻金	18,106
保険の費用	11,522
営業外費用	53,421
支払手数	499
その他	255
経常利益	54,177
特別利益	207,046
固定資産売却益	118
投資有価証券売却益	767,669
特別損失	1,587
固定資産除売却損	509
投資有価証券売却損	2,096
税引前当期純利益	972,738
法人税、住民税及び事業税	196,954
法人税等調整額	54,068
当期純利益	721,715

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協立監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 古村 永子郎
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中 伴一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリテック スチール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

モリテック スチール株式会社
取締役会 御中

協 立 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 古 村 永子郎
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリテック スチール株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等とオンライン形式も含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

モリテックスチール株式会社 監査等委員会

監査等委員 内 山 良 成 ㊟

監査等委員 阪 口 誠 ㊟

監査等委員 藤 谷 和 憲 ㊟

監査等委員 谷 野 砂矢香 ㊟

(注) 監査等委員阪口 誠、藤谷 和憲及び谷野 砂矢香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の充実・強化を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を充実していくことが経営上の重要課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を確保しつつ、安定的、かつ、継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

内部留保につきましては、生産性を高めるための設備投資のほか、新規事業の展開、新製品の開発や国際競争力の強化を図るための開発投資等に充当し、経営体質と企業競争力のさらなる強化に努めてまいります。

上記の方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期末の配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円（普通配当6円、特別配当6円）といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、268,851,252円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	再任 かど たかし 門 高 司 (1961年 7 月 8 日生)	1984年 4 月 当社入社 1992年 6 月 当社営業本部北海道営業所長 2004年 4 月 当社帯鋼営業部東京営業所長 2007年 6 月 当社取締役帯鋼営業部東京営業所長 2008年 6 月 当社取締役帯鋼営業本部東日本営業部長、兼東京営業所長 2012年 4 月 当社取締役営業本部副本部長、兼東京営業所長 2012年 6 月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東京営業所長 2013年 4 月 当社取締役海外事業本部長、兼グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2014年 5 月 当社取締役海外事業本部長、兼海外事業部長・グローバル事業企画部長、営業本部副本部長、兼東日本営業部長、兼名古屋営業所長 2015年 4 月 当社取締役海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2015年 6 月 当社常務取締役執行役員海外事業本部長、営業本部副本部長、兼北海道営業所長 2017年 4 月 当社常務取締役執行役員製造本部副本部長、兼三重大山田工場長 2019年 6 月 当社代表取締役社長 現在に至る	54,542株
	(取締役候補者とした理由) 門 高司氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門・製造部門での豊富な経験や実績を通じ、優れた経営執行能力を有しており、引き続き、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	再任 い わ さ き や す は る 岩 崎 泰 治 (1967年 5 月11日生)	1990年 4 月 日商岩井株式会社入社 1999年 1 月 NIFAST Corporation,Detroit Branch General Manager 2004年 4 月 NIFAST Hungary Kft,Managing Director 2010年 6 月 株式会社メタルワン特殊鋼 東京第二営業部 長 2012年10月 株式会社メタルワン特殊鋼 大阪第三営業部 長 2014年 4 月 株式会社メタルワン大阪副支店長 2017年 4 月 NIFAST Corporation,President&CEO 2019年 4 月 当社入社 2019年10月 当社海外事業本部海外事業部長 2020年 4 月 当社執行役員海外事業本部海外事業部長、営 業本部事業推進部長 2021年 4 月 当社上席執行役員営業本部商品事業部長、海 外事業部長 2022年 4 月 当社上席執行役員鋼材事業本部長、東京支店 長、海外事業部長 2022年10月 当社上席執行役員鋼材事業本部長、東京支店 長、広島営業所長、海外事業部長 2023年 4 月 当社上席執行役員鋼材事業本部長、海外事業 部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員鋼材事業本部長、 海外事業部長 2024年 4 月 当社取締役上席執行役員鋼材事業本部長 2025年 4 月 当社取締役上席執行役員開発本部長 2025年 6 月 当社常務取締役執行役員開発本部長 現在に至る 〔担当〕 社長補佐、開発本部長	5,434株
	(取締役候補者とした理由) 岩崎 泰治氏は、鉄鋼業界の状況に精通され、入社以来、主に営業部門に従事し、鋼材事業部門、海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	再任 おお かわ りょう た 大 川 良 太 (1968年10月22日生)	1992年 4 月 当社入社 2011年 7 月 当社三重大山田工場業務部長 2012年 4 月 当社製造本部三重大山田工場調達管理部長 2017年 4 月 当社執行役員営業本部東京支店長 2017年 6 月 当社執行役員営業本部東京支店長、兼東北営業所長 2021年 4 月 当社執行役員営業本部商品事業部東京支店長 2022年 4 月 当社執行役員生産事業本部三重大山田工場長 2023年 4 月 当社上席執行役員製品事業本部副本部長、兼三重大山田工場長 2024年 4 月 当社上席執行役員製品事業本部長 2024年 6 月 当社取締役上席執行役員製品事業本部長 2025年 4 月 当社取締役上席執行役員生産本部長 現在に至る 〔担当〕 生産本部長	11,930株
	(取締役候補者とした理由) 大川 良太氏は、入社以来、主に製造部門、営業部門に従事し、製造部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者いたしました。		

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	再任 た な か しやう ぞう 田 中 正 三 (1968年 1 月 3 日生)	1990年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社営業本部東日本営業部東京営業所長 2015年 4 月 当社営業本部特任担当部長 2015年 7 月 日輪鋼業株式会社代表取締役社長（出向） 2017年 4 月 当社執行役員、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長（出向） 2024年 4 月 当社上席執行役員管理本部財務・経理部長、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長（出向） 2024年 5 月 当社上席執行役員経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長、兼日輪鋼業株式会社代表取締役社長（出向） 2024年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長、兼経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長 2025年 4 月 当社取締役上席執行役員管理本部長、兼経営企画部長、兼管理本部財務・経理部長 現在に至る [担当] 管理本部長、経営企画部長、 管理本部財務・経理部長、 ジュタワン・モリテック（タイランド）株式 会社管掌、モリテックスチールインドネシア 株式会社管掌、モリテックスチールメキシコ 株式会社管掌、上海摩立特克鋼鐵商貿有限公 司管掌、日輪鋼業株式会社管掌、モリテック スチール（ベトナム）会社管掌、中川産業株 式会社管掌	11,191株
	(取締役候補者とした理由) 田中 正三氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、子会社での経営経験・実績を通 じ、優れた経営能力を有しており、引き続き、取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	再任 さ か て け い じ 坂 手 恵 志 (1967年 3 月21日生)	1989年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社鍍金営業本部第一営業部長 2011年 4 月 当社鍍金営業本部鍍金営業部長 2012年 4 月 当社営業本部営業統括部長、兼名古屋営業所副所長 2013年 4 月 当社営業本部製品戦略部長、兼東日本営業部名古屋営業所副所長 2015年 4 月 当社営業本部名古屋営業所長、兼製品戦略部長 2017年 4 月 当社執行役員営業本部製品戦略部長 2022年 4 月 当社上席執行役員生産事業本部副本部長、兼製品事業部長、兼製品営業部長 2023年 2 月 当社上席執行役員社長特命グローバル製品事業戦略担当 2023年 4 月 当社上席執行役員グローバル製品事業戦略部長 2024年 4 月 当社上席執行役員技術本部長、兼グローバル製品事業戦略部長 2025年 4 月 当社上席執行役員営業本部長 2025年 6 月 当社取締役上席執行役員営業本部長 現在に至る [担当] 営業本部長	29,093株
	(取締役候補者とした理由) 坂手 恵志氏は、入社以来、主に営業部門、海外事業部門に従事し、営業部門、海外事業部門での豊富な経験・実績を通じ、優れた経営能力を有しており、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する「役員等賠償責任保険契約」を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者各氏が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2027年1月に同程度の内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	再任 うち やま よし なり 内 山 良 成 (1963年 1 月10日生)	1987年 4 月 当社入社 2003年 6 月 当社帯鋼営業部広島営業所長 2007年10月 当社帯鋼営業部大阪営業所長 2015年 6 月 当社執行役員営業本部大阪第一営業所長、海外事業本部海外事業部長・グローバル事業企画部長 2017年 4 月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼大阪営業部長、海外事業本部副本部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員製造本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員生産本部三重大山田工場長、兼調達管理部長 2022年 4 月 当社取締役執行役員経営管理部長 2023年 4 月 当社取締役執行役員サステナビリティ推進部長 2023年 6 月 当社監査役 2024年 6 月 当社取締役監査等委員 現在に至る	26,407株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 内山 良成氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、海外事業部門、製造部門での豊富な経験や実績を有しており、当社における業務執行に対する適法性等の監査において適切な監査を実施できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
2	再任 社外 独立 ふじ たに かず のり 藤 谷 和 憲 (1956年 8 月 4 日生)	1986年 4 月 弁護士登録 1991年 6 月 廣田・藤谷法律事務所設立 2008年12月 しんらい総合法律事務所に名称変更 現在に至る 2017年 3 月 当社社外監査役 2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員 現在に至る	0 株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 藤谷 和憲氏は、弁護士として企業法務に精通されており、コーポレートガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であることから、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
3	再任 社外 独立 たに の さ や か 谷 野 砂矢香 (1974年11月10日生)	1997年 4 月 株式会社富士工入社 2001年 9 月 株式会社インタープロジェクト入社 2002年12月 芦屋市役所勤務 2003年12月 大阪高等裁判所勤務 2008年12月 株式会社バルテック入社 2013年 7 月 同社取締役 2017年 7 月 同社代表取締役 現在に至る 2023年 6 月 当社社外監査役 2024年 6 月 当社社外取締役監査等委員 現在に至る	0 株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 谷野 砂矢香氏は、長年にわたり企業経営者として事業運営および組織経営に携わり、経営戦略の立案・実行、事業成長の推進において豊富な実績と高い見識を有しております。また、鉄鋼業界の状況にも精通されていることから、当社の意思決定に対して独立した立場から有益な助言および監督を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	新任 社外 独立 す え か ね し ょ う じ 末 金 将 治 (1972年 3 月 7 日生)	1996年 4 月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年 4 月 公認会計士登録 2001年 4 月 野村證券株式会社大阪資本市場部に出向 2002年 1 月 同社IBコンサルティング部に配置変更 2005年 4 月 EY新日本監査法人大阪アドバイザリー部に 出向解除に伴い配属 2015年 7 月 同法人パートナー （大阪アドバイザリー部副管掌）* 2017年10月 株式会社鶴見製作所 顧問* 2019年 1 月 独立行政法人造幣局 経営企画課専門官* 2021年 1 月 末金公認会計士事務所 代表 現在に至る *については退任済の経歴となります。	0 株
	（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 末金 将治氏は、公認会計士として長年にわたり財務・会計、監査、内部統制およびリスクマネジメントに関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、客観性・独立性の高い立場から適切な助言を行っていただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 上記の各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤谷 和憲、谷野 砂矢香及び末金 将治の3氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤谷 和憲、谷野 砂矢香の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、末金 将治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員に関する事項」の「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。候補者各氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は、2027年1月に同程度の内容で更新を予定しております。
5. 藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、2024年6月26日開催の第83回定時株主総会で社外取締役に選任され就任してから2年であります。
6. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者藤谷 和憲及び谷野 砂矢香の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、監査等委員である社外取締役候補者末金 将治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出る予定です。

＜ご参考＞ 選任後の取締役会構成及びスキルマトリックス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

No.	スキル項目 氏名・性別		経営経験	営業・ 調達	技術・ R&D	製造・ 品質	財務・ 会計	サステナ ビリティ (ESG)	コンプライ アンス ・ガバナン ス	内部統制 ・監査
1	門 高 司	男性	●	●	●	●	—	●	●	—
2	岩 崎 泰 治	男性	●	●	●	—	●	●	●	●
3	大 川 良 太	男性	●	●	●	●	—	—	—	—
4	田 中 正 三	男性	●	●	—	—	●	●	—	●
5	坂 手 恵 志	男性	●	●	●	●	—	—	—	●
6	内 山 良 成	男性	●	●	—	●	●	●	●	●
7	藤 谷 和 憲	男性	—	—	—	—	—	●	●	●
8	谷 野 砂矢香	女性	●	●	—	—	●	—	—	●
9	末 金 将 治	男性	—	—	—	—	●	●	—	●

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額20,000千円を支給することといたしたいと存じます。

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬等の基本方針を定めており、その概要は14頁から15頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると考えております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件
当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続を決定し、その後、2023年6月28日開催の第82期事業年度に係る定時株主総会において、旧プランの継続に関する議案につき、出席の株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は、2026年6月24日開催予定の第85期事業年度に係る定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされております。

その後、当社は、社会経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をよりいっそう確保し、又はこれを向上させるための取組みとして、旧プランの内容について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、継続することを決議いたしました（以下、変更後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を「本プラン」といいます。）。

本プランの具体的な内容について、旧プランからの大きな変更はございません。

なお、本プランにつきましては、当社の社外取締役（監査等委員）はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、2026年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりであります。本プラン導入を決定した本日現在、特定の第三者より当社株券等の大規模買付行為（Ⅲ. 2. (2)において定義されます。以下、同様とします。）に伴う提案等を受けている事実はありません。

I 会社支配に関する基本方針について

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ベーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

したがいまして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする特定の者、あるいはグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

Ⅱ 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に関する取組みについて

1. 当社の取組み内容

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による『人を大切にして、共に成長する会社づくり』をめざして、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋁金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野への転造工法等の加工技術を核としたアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

当社及び当社グループ会社は、環境保全の取組みを経営上の重点課題の一つと位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の活動を全社をあげて推進し、環境の負荷低減に努めるとともに、環境にやさしい製品を生産しております。

以上の取組みにより、企業価値の向上に努めております。

2. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

(1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は概ね1ヶ月に1～2回の常務会、経営執行役員会議において各部門の管掌役員及び担当役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。

当社の取締役会は現在9名で構成されております。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督しております。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するために取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としております。

さらに、取締役会から独立した監査等委員会を設置しており、財務監査は当然のこととして、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。

す。

(2) コンプライアンス体制の強化

当社は、モリテックグループ行動規範を定めるとともに従業員からの通報、相談を受け付けるヘルプラインを設置するなど、企業倫理委員会が中心となってコンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。

(3) リスク管理体制の強化

当社は、リスクマネジメント委員会がリスクの評価、優先順位などを総括的に管理いたしております。

また、内部監査部を設置し、経営の合理化及び能率の増進を目的とし業務及び会計の監査を行うほか、リスク管理の視点からも監査を行っております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの必要性

当社は、Ⅰで述べた会社支配に関する基本方針に照らして、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合には、以下に述べます本プランに従っていただくこととし、これを遵守した場合及びこれを遵守しなかった場合につき、一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みが必要と考えております。

1. 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、大規模買付行為であっても、企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収の提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の判断に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である大規模買付を行い又は、行おうとする者（以下「大規模買付者」といい、Ⅲ.2.(2)において定義されます。以下、同様とします。）から大規模買付行為の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われます。したがって、大規模買付行為の提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該大規模買付行為の提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料を提供すること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて大規模買付行為に対する賛否の意見又は大規模買付者からの提案に対する代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは株主の皆様のた

めに大規模買付行為を行おうとする者と交渉を行うことなどが必要であると考えております。

また、大規模買付者による大規模買付行為の中には、その目的や態様等から見て、企業価値及び株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら大規模買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様が株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が株券等の買収内容等について検討しあるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうと思われるものも少なくありません。そもそも、当社及び当社グループ会社が構築してきた企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産及び販売を支える従業員をはじめ、当社及び当社グループ会社を取り巻くすべてのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の大規模買付者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、本プランを導入し、大規模な買付行為の提案が行われた場合に大規模買付者、及び当社取締役会が遵守すべき手続きについて客観的かつ具体的に定めることが必要であると判断いたしました。

そこで当社は、本プランの導入及びそれに基づく対抗措置の発動につきましては、株主の皆様にも一定の影響を与えるものであることに鑑み、本プランの導入につきまして株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付者に対し、(i)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)当社取締役会が株主の皆様に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者及び、その特定株主グループ(Ⅲ.2.(2)において定義されます。以下同様とします。)に属する者に対し、本プランに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請するものであります。

② 独立委員会の設置と独立委員会への諮問

本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役

(監査等委員)又は、社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。

本プランの継続時における独立委員会の委員の氏名及び略歴については別紙1をご参照ください。

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定めた手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を行わず、大規模買付者が手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を採る場合がある、という形で対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

また、下記Ⅲ.2.(4)に定める大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、下記Ⅲ.2.(5)に定める取締役会検討期間の延長を決議する場合、下記Ⅲ.3.(1)に定める例外的対応を採る場合並びに下記Ⅲ.3.(2)に定める対抗措置を採る場合など、本プランにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会の設置、権限等については別紙4の「独立委員会規則の概要」記載のとおりとします。

(2) 対象となる買付行為等

本プランは、(i)特定株主グループ¹の議決権割合²を20%以上とすることを目的とする当社株券等³の買付行為(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第6条第3項もしくは第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下同様とします。)、(ii)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(iii)上記(i)若しくは(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下同様とします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同所有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当社の他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為⁴(ただし、当社の株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合が20%以上となる場合に限りします。)⁴(以下、(i)ないし(iii)の行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い、又は行おうとする者を、以下「大規模買付者」といいます。以下同様とします。)を適用対象として、大規模買付者に遵守していただくべき手続きであります。

(3) 大規模買付者の意向表明書の提出

大規模買付者は、上記Ⅲ.2.(2)に定める大規模買付行為を行おうとするときは、当社

取締役会が別途認めた場合を除き、事前に、当社に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所ないし所在地、大規模買付者が法人の場合は、会社の目的及び事業内容、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持ち株割合又は出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要、設立準拠法、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ。）の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

(4) 大規模買付者に対する情報の提供の要求

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領後に、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者に当該リストに従った情報を提供していただきます。

なお、独立委員会は、当社取締役会を通じ、本必要情報の提供を受けるものとします。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び〈ファンドの場合は〉各組員、業務執行組員、その他の構成員及びこれらの者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、当社が行う事業経営の経験、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。）
- ② 大規模買付者が保有する当社の発行するすべての有価証券、大規模買付者が行った当社有価証券にかかる過去のすべての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）
- ③ 大規模買付者が当社有価証券に関して締結したすべての契約、取決め及び合意（貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の契約又は取り決めなど、口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び

その理由、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。)

- ⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（本必要情報提出日以降に当社の株券等の買付行為を共同して行う旨の契約その他の合意又は取り決めを含みます。）が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
 - ⑦ 当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容〈そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額又は内容を含みます。〉）及び取得資金の裏付け（資金の提供者〈実質的提供者を含みます。〉の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループ会社の支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
 - ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性。将来的に支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的に変更する可能性がある場合は、いかなる場合において当該目的を変更するかに関する情報
 - ⑩ 重要提案行為等⁵を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容（役員構成を変更する場合には、変更後の役員候補者の氏名を含みます。）、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
 - ⑪ 当社及び当社グループ会社の取引先の皆様、お客様、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
 - ⑫ 当社の他の株主様との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑬ その他当社取締役会もしくは独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- 大規模買付者より提供していただいた情報については、当社取締役会は、直ちにこれを独立委員会に提供するとともに、その内容を精査し、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上、それが本必要情報として十分であるか否かについて判断いたします。

その結果、不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めます。この場合、大規模買付

者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。
大規模買付者からの情報提供の迅速化と当社取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日に限定し、仮に本必要情報が十分にそろわない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに、後記の取締役会による評価を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、営業秘密等の関係で情報開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示をいたします。

本必要情報及び追加して提出していただく情報は、株主の皆様に対する適切な情報開示のため、いかなる言語での提出であっても、必ず日本語による正本の提出を必要とします。

(5) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の検討

当社取締役会及び独立委員会が、大規模買付者より情報提供が十分になされたと判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者にその旨を通知します（以下「情報提供完了通知」といいます。）。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った日の翌日を起算日として、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として、60日間（対価を現金〈円貨〉のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付行為の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）の検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定いたします（いずれも初日不算入といたします。）。

ただし、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の作成等に必要な範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。

なお、当社取締役会は、独立委員会の勧告を受け、取締役会検討期間を延長する場合には、取締役会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間内に、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の評価・検討等を行い、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、株主の皆様のご意向の把握に努めたり、お客様、取引先の皆様、従業員、地域関係者の皆様等から意見を聴取いたします。

さらに、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉をしたり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者は、取締役会検討期間が経過するまでは、大規模買付行為に着手することはできないものといたします。

3. 大規模買付行為が開始された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は採りません。その際、当社取締役会は、当社の株主の皆様において、当社取締役会の意見や代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、本プランが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反し、かつ、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当すると考えております。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - (i) 当社の株券等を買収し、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者等やそのグループ会社等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (iii) 当社の資産を大規模買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② いわゆる強圧的二段階買付（最初買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）等株主様に株券等の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ③ 大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて向上しないと判断される場合

- ④ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社及び当社グループ会社の本源的価値に鑑み、不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
 - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社及び当社グループ会社の従業員、お客様、取引先の皆様等との関係又は当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値の毀損が予想される大規模買付行為である場合
 - ⑥ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、当社の特殊帯鋼の安定的供給並びに自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器等に組み込まれる部品の製造に関する安全性に支障をきたすおそれのある場合
 - ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性又は安定性が阻害されるおそれがあると判断される場合
 - ⑧ その他①ないし⑦に準じる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合
- なお、例外的に対抗措置を採る際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する大規模買付行為後の経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の株主共同の利益に与える影響等を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で判断いたします。また、独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の勧告をした場合には、株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を上程することができるものとします。
- (2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合
- 大規模買付者が、本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な取得方法の如何に拘らず、当社取締役会は、当社及び当社の株主共同の利益の確保・向上を目的として、対抗措置を採る場合があります。
- 当社取締役会は、大規模買付者が手続きを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否につき、外部専門家等の意見も参考にするとともに、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定することといたします。また、独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の勧告をした場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を上程することができるものとします。
- (3) 株主意思確認総会を招集する場合
- 当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を上程するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款の別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続きを行います。一方、株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終結時まで、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(4) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりであります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重して、例外的に上記Ⅲ.3.(1)記載の対抗措置を採ること、又は上記Ⅲ.3.(2)記載の対抗措置を採ることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行った場合又は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による当該大規模買付行為が上記Ⅲ.3.(1)もしくはⅢ.3.(2)記載の要件のいずれにも該当しないなど、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主様が確定した後に大規模買付者が大規模買付行為の撤回や変更を行うなど、対抗措置を採ることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものといたします。

- ① 新株予約権の効力発生日の前日までの間は、当社は、当該新株予約権の無償割当てを中止することができる。
- ② 新株予約権の効力発生日後、行使期間開始日の前日までの間は、当社は、当該新株

予約権を無償取得することができる。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに、当該時に適用される法令及び金融商品取引所規則等に則って速やかな情報開示を行います。

4. 株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。したがいまして、本プランの設定は、当社の株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社の株主の皆様及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記Ⅲ.3.において述べましたとおり、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社の株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社の株主の皆様（大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者など対抗措置としての実効性を確保するために権利行使が認められない者として、別紙2「新株予約権無償割当ての概要」7項において「非適格者」と定義された者は除きます。）の法的権利又は経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会において、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを選択した場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

また、独立委員会の勧告を受けた上で、当社取締役会が当該新株予約権の無償割当ての中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の

希釈化は生じませんが、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当基準日を公告いたします。

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様に新株予約権が無償にて割り当てられます。

なお、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期間は2029年6月30日までに開催される第88期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものといたします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。したがって、本プランは株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能であります。

当社取締役会は、株主の皆様のご承認を得て、本プランが延長された場合、あるいは、本プランが廃止された場合、その旨を速やかにお知らせいたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例などの変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実、並びに変更等の場合には変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

Ⅳ 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうもので

はないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社は、本プランの導入にあたって、以下の理由から、本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」も踏まえたものとなっており、その他東京証券取引所の定めるいわゆる買収防衛策の導入に係る諸規則に趣旨に合致しております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

本プランによって、当社の株主の皆様及び投資家の皆様は、適切な投資判断を行うことができますので、本プランが株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

3. 株主の皆様の意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されることになっております。

以上の理由から、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくものとなっております。

4. 独立委員会の設置による当社取締役会判断の客観性及び合理性の担保

当社は、本プランの導入にあたり、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置いたしました。

独立委員会は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外取締役（監査等委員）又は、社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）により構成されます。

当社取締役会は独立委員会の判断を最大限尊重しなければならないこととされており、

当社の企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.3.にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、既に株主総会におけるご承認を得て、取締役の任期を1年に短縮しております。

したがいまして、本定時株主総会において本プランが承認された後、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様は、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、そのご意向を反映できるようになっております。

7. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.5.に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社株券等の大規模買付行為者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本定時株主総会において本プランが承認された場合であっても、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年であるが期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

¹ 「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）並びに当該保有者との間で又は当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者に含まれますが、これに限られません。以下「準共同保有者」といいます。）又は、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者、及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同様とします。）を意味します。

² 「議決権割合」とは、特定株主グループが、脚注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共

同保有者の保有株券等の数〈同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。〉も加算するものとします。と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）又は、(ii)特定株主グループが、脚注 1 の(ii)記載の場合は、当該大量取得者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、別段の定めない限り、同様とします。

⁴ 「当該特定株主グループと当社の他の株主との簡易その一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当社の他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。また、上記の行為に該当するか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとし、当社取締役会及び独立委員会は、本文の（iii）の行為に該当するか否かの判断をするために必要な範囲で、当社の株主に対して必要な情報を求めることがあります。

⁵ 金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同様とします。

独立委員会の委員の氏名・略歴

大島 眞一（おおしま しんいち）

- 1958年 9 月 11 日生まれ
- 1986年 4 月 大阪地方裁判所判事補
- 1996年 4 月 京都地方裁判所判事
- 2007年 4 月 大阪地方裁判所部総括判事
- 2017年 9 月 徳島地方裁判所・徳島家庭裁判所所長
- 2018年11月 奈良地方裁判所・奈良家庭裁判所所長
- 2020年 2 月 大阪高等裁判所部総括判事
- 2023年 9 月 定年退官
- 2023年11月 弁護士登録（大阪弁護士会）（現職）
- 2024年 4 月 関西学院大学司法研究科教授（現職）

末金 将司（すえかね しょうじ）

- 1972年 3 月 7 日生まれ
- 1996年 4 月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1999年 4 月 公認会計士登録
- 2001年 4 月 野村證券(株)大阪資本市場部に出向
- 2002年 1 月 同社IBコンサルティング部に配置変更
- 2005年 4 月 EY新日本監査法人大阪アドバイザリー部に出向解除に伴い配属
- 2015年 7 月 同法人、パートナー（大阪アドバイザリー部副管掌）*
- 2017年10月 株式会社鶴見製作所顧問*
- 2019年 1 月 独立行政法人造幣局経営企画課専門官*
- 2021年 1 月 末金公認会計士事務所代表（現職）
- 2026年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）に就任予定

* 退任済のご経歴となります。

藤原 義久（ふじわら よしひさ）

1961年 7 月27日生まれ

1984年 4 月 三菱商事株式会社入社

2003年 1 月 株式会社メタルワンに出向

2008年 4 月 同社ステンレス事業部長

2010年 4 月 三菱商事株式会社に出向復帰、韓国三菱商事会社金属事業本部長

2015年 4 月 株式会社メタルワンに出向、同社南西アジア統括兼同社インド会長兼社長

2017年 4 月 同社線材特殊鋼本部副本部長兼特殊鋼事業部長

2018年 4 月 三菱商事に出向復帰、三菱商事株式会社理事北海道支社長

2020年 4 月 株式会社メタルワン常務執行役員、兼五十鈴株式会社取締役専務執行役員

2022年 4 月 株式会社メタルワン副社長執行役員

2024年 3 月 三菱商事株式会社を定年退職

2024年 5 月 広島大学経済学部客員教授*

2024年 5 月 株式会社事業承継機構シニアディレクター（現職）

* 退任済のご経歴となります。

上記3氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数以上で当社取締役会が別途定める数といたします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主様に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合には、所要の調整を行うものといたします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により当社が交付する当社の普通株式1株当たり1円といたします。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 新株予約権の行使条件

① 大規模買付者及び、その特定株主グループに属する者又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者（ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途認める者は、これに該当しないことといたします。）、② ①の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、③ これら①ないし②に該当する者の関連者⁶（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができないものいたします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

8. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権を取得し、その対価として、新株予約権と引き換えに新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものいたします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社取締役会の裁量により非適格者が有する新株予約権を取得することができるものいたします。なお、新株予約権の取得条項の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

9. 対抗措置発動の停止等における無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の停止又は変更を決議した場合その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものいたします。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

11. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

以 上

⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

別紙 3

当社の大株主の状況

2026年3月31日現在の当社大株主の状況は次のとおりであります。

	当社への出資状況	
	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	2,244	10.02
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,270	5.67
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	970	4.33
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	960	4.29
水 元 公 仁	630	2.81
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	600	2.68
森 浩 之	513	2.29
榎 本 里 司	502	2.24
森 泰 之	424	1.89
モ リ テ ッ ク ス チ ール 従 業 員 持 株 会	379	1.69
合 計	8,496	37.91

(注) 発行済株式の総数は22,558,063株。出資比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 設 置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置する。

2. 委 員

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外取締役（監査等委員）及び社外の有識者（会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）の中から、取締役会が選任する。

独立委員会の各委員は、原則として当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務の各条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずるものでなければならない。

3. 任 期

独立委員会の委員の任期は、2029年6月30日までに開催される第88期事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 招 集

当社代表取締役又は独立委員会の各委員は、大規模買付行為が行われた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

5. 決 議

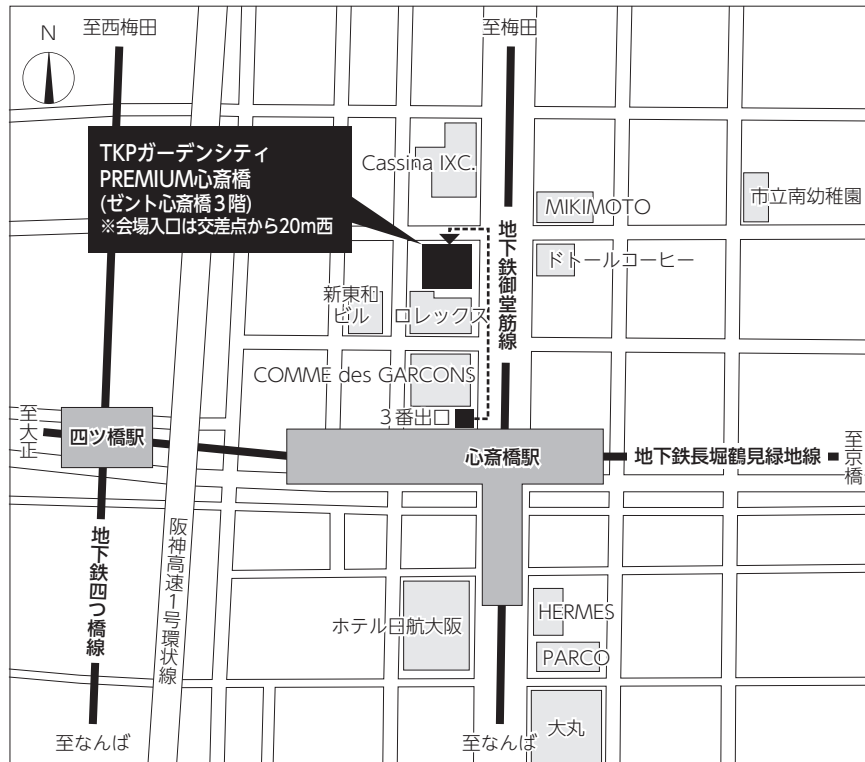
独立委員会は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

6. 決議事項その他

- (1) 独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。
- ① 大規模買付者から提出された情報が十分か否か、大規模買付者に対して追加情報の提供を求めるか否か
 - ② 取締役会検討期間を延長するか否か
 - ③ 大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ④ 大規模買付者が本プランを遵守したと評価できるか否か
 - ⑤ 対抗措置を発動するか否か（発動に関して株主の意思の確認を得ることの是非を含む）
 - ⑥ 対抗措置を発動する場合の具体的な内容
 - ⑦ 対抗措置の停止・中止又は変更
 - ⑧ 本プランの修正又は変更
 - ⑨ その他、取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (2) 独立委員会は、独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができる。
- (3) 独立委員会の各委員は、上記の決定を行うに当たり、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

以 上

〔株主総会会場ご案内略図〕



- 地下鉄 御堂筋線・長堀鶴見緑地線 心斎橋駅下車
- ③番出口 御堂筋側 徒歩約2分
- 会 場 TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 「バンケット3A」
大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ゼント心斎橋3階
電 話 (06) 6121-5047 (代表)
- <お願い> 会場には駐車場がございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。



電子提供措置の開始日 2026年6月1日

第85回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための
体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

モリテック スチール株式会社

業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）（以下、「取締役」という。）、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）及び従業員（以下、これらを総称して「役職員」という。）は、職務の執行に当たり、関連法令並びに当社定款及び個別社内規程等を順守する。

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とするとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、従業員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期す。

監査等委員会は、取締役会と協働して当社の監督機関の一翼を担い、取締役の職務の執行を監査する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内定める「文書管理規程」に則り文書等の保存及び管理を行う。

また、「情報管理規程」に則り、情報管理におけるセキュリティ対策や教育要請を行う。

さらに、個人情報については当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント（回避、軽減、移転等の措置）については、「リスク管理規程」に則り対応する。

また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。

- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。

当社は、取締役会の諮問機関として過半数の独立社外取締役に構成される「指名報酬委員会」を設置し、取締役会からの諮問に対し答申することにより、取締役の指名報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保する。

当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。

各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。

また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。

取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。

また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。

- (6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会から求めがあれば、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととする。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査等委員会の指示の実効性を確保する。

- (7) 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査等委員会の同意を得るものとする。

- (8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性確保のための体制

監査等委員会は、内部監査部等との実効的な連携等を通じて、当社の業務及び財産の状況に関する調査並びに取締役及び使用人等から受領した報告内容の検証等を行い、必要な措置を講じる。

監査等委員は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、監査等委員会は、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

- (9) 次に掲げる体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の役職員は、法令、定款違反またはそのおそれが生じたときは、直ちに監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会は、代表取締役及び取締役とさまざまな会合の場で、当社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査等委員会に監査報告書を提出する。

なお、監査等委員会及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

- ② 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、法令、定款違反またはそのおそれがあると認めたときは、直ちに監査等委員会に報告する。

- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由にして不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

(11) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査等委員会の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととし、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社は、経営理念を実現するために「経営方針」、「行動指針」、「運営方針」などから構成される『モリテックグループ行動規範』を定め、全社員に冊子を配布し、啓蒙に努めております。この「行動規範」の趣旨・精神を尊重する企業文化が根付くことを目指して活動しております。

「ヘルプライン運用規程」に定める通報窓口については、内部監査部が運営する通報窓口と、社外の第三者機関が運営する通報窓口の2つを設置しております。

また、各種研修を通して法令順守やコンプライアンス意識向上に向けた取組みを継続的に行っております。

(2) リスク管理に対する取組み

当社及び子会社の主要な損失の危険性に関する事項は、取締役会、常務会及び経営執行役員会議において管掌役員、担当役員又は所管部門の管理者等から当該業務において予見されるリスクについて報告が行われております。

(3) 職務執行の効率性を確保するための取組み

取締役会は、取締役9名（社外取締役3名を含む。）で構成されております。取締役会の開催日は年初に計画し、年間計画表に沿って18回開催されております。各取締役が管掌業務について職務執行状況等を報告するとともに、決議事項の議案の内容を説明し、当社取締役会で審議を行うことにより、監督を行っております。

また、子会社については、当社取締役会にて各取締役の職務執行状況の報告が行われ、経営上の重要な意思決定事項について決議を行っております。

さらに定期的にミーティングを開催し、国内外子会社の経営陣、当社取締役、執行役員及び海外関係部門との情報共有化を図っております。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、監査等委員会の開催日は年初に計画し、年間計画に沿って定例取締役会と同日開催にて7回開催し、監査内容についての意見交換を実施しております。

また、半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の概要の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施しており、社外取締役との連携を図っております。

なお、内部監査部による業務監査結果については、代表取締役社長及び監査等委員会に報告され、必要に応じて意見交換を実施しております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、1943年5月に創業以来、特殊帯鋼（みがき特殊帯鋼、熱間圧延鋼帯、ステンレス鋼帯）、普通鋼等を主とした鋼材の販売をする商事部門と、特殊帯鋼を主原料とする焼入鋼帯（ペーナイト鋼帯を含む。）及び、鋳金加工品（コードリール、ゼンマイを含む。）の生産をする製造部門を中心として事業展開をしております。

現在当社は、『会社の繁栄は従業員の幸福のためにあり社会に貢献することにある』を経営理念とし、『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を経営方針としております。当社は、この理念に基づき、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社の従業員、取引先の皆様、お客様その他の当社に係る利害関係者を含んだ当社の本源的価値及び株主様共同の利益を持続的に維持・向上させていくことが必要であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

①当社の財産の有効な活用、適切な企業グループの形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社及び当社グループ会社は、透明で公正な企業活動による『人を大切にして、共に成長する会社づくり』を目指して、特殊帯鋼の専門商社及び焼入鋼帯・鋳金加工品のメーカーとして、特殊帯鋼の市場占有率の向上を図るとともに、特殊帯鋼の特性を熟知した加工技術をもつ強みを活かした安全な製品を自動車のエンジン・ミッション、農業機械、住環境機器などの広範な市場に安定的に提供しております。

また、価値提案企業として、特殊帯鋼の加工性情報を活用した販売に努め、広幅焼入鋼帯のさらなる市場創造と、自動車エンジン・ミッション分野へのアッセンブリ製品の展開、農業機械分野へのモジュール製品などの複合製品の展開をそれぞれ推進するとともに、自社ブランド製品の開発に努めております。

また、当社は、企業の社会的責任を果たし、株主の皆様、顧客の皆様、ユーザーの皆様、取引先の皆様、従業員などさまざまなステークホルダーから信頼されることが、事業活動において不可欠と考えております。

また、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営上の重要課題であると認識し、公正かつ透明性のある経営基盤の強化を図り、的確な意思決定と迅速な業務執行を行うよう努めております。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、2023年6月28日開催の第82期事業年度に係る定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、2023年6月28日開催の定時株主総会でご承認をいただいております。

本プランでは、当社の株券等を20%以上取得しようとする者（大規模買付者）が現れた場合に、大規模買付者が本プランに定める要件（必要情報及び検討期間）を満たさない場合、また、要件を満たす場合であっても当該大規模買付行為が、当社の企業価値及び株主様

共同の利益の確保・向上に反し、対抗措置を採ることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために、対抗措置を採ることがあります。

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社の定款により認められる措置といたします。

具体的に如何なる手段を講じるかについては、独立委員会の勧告を最大限尊重して、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

本プランの有効期間は、2026年6月30日までに開催される第85回定時株主総会の終結の時までであります。

(3) 具体的な取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、これらの取組みが基本方針に沿うものであり、株主様共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役の意見を当社株主の皆様に提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより当社株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主様共同の利益の確保・向上に繋がるものと考えております。

同時に本プランは、本プランの発動等に際しての社外の有識者からなる独立委員会の設置や合理的な客観的発動要件を設定しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,848,846	1,476,446	8,822,524	△41,188	12,106,628
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△89,617		△89,617
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,042,510		1,042,510
自己株式の取得				△22	△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	952,893	△22	952,871
当 期 末 残 高	1,848,846	1,476,446	9,775,417	△41,210	13,059,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,173,906	1,095,667	164,952	2,434,526	69,860	14,611,016
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△89,617
親会社株主に帰属 する当期純利益						1,042,510
自己株式の取得						△22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	271,353	308,928	66,418	646,700	4,614	651,315
当 期 変 動 額 合 計	271,353	308,928	66,418	646,700	4,614	1,604,186
当 期 末 残 高	1,445,260	1,404,596	231,371	3,081,227	74,475	16,215,202

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 8社
連結子会社の名称 ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社
モリテックスチールインドネシア株式会社
モリテックスチールメキシコ株式会社
上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司
日輪鋼業株式会社
モリテックスチール（ベトナム）会社
中川産業株式会社
株式会社サンド

- (2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 株式会社テクノン
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社はありません。
(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等
株式会社テクノン

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

ジュタワン・モリテック（タイランド）株式会社、モリテックスチールインドネシア株式会社、モリテックスチールメキシコ株式会社、上海摩立特克鋼鉄商貿有限公司、モリテックスチール（ベトナム）会社、中川産業株式会社、株式会社サンドの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの

市場価格のない

株式等

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、在外子会社は総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法また、在外子会社は定額法

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

（リース資産を除く）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジの会計方法

主に、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

為替予約取引

（ヘッジ対象）

外貨建輸出入取引（金銭債権）及び予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から5年で費用処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当連結会計年度において、各資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益はプラスであり、減損の兆候はないものと判断しております。

② 科目名及び当連結会計年度計上額

有形固定資産	6,556,390千円
--------	-------------

無形固定資産	268,840千円
--------	-----------

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産	現金及び預金	6,902千円
	建物及び構築物	169,311千円
	土地	372,106千円
(2) 担保に係る債務	電力料金に 対する支払債務	1,725千円
	支払手形及び 買掛金	638,810千円
	電子記録債務	1,600,130千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		25,568,939千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	22,558,063株	－	－	22,558,063株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	153,681株	111株	－	153,792株

(注)自己株式の増加111株は、単元未満株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	89,617千円	4.00円	2025年3月31日	2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	268,851千円	利益剰余金	12.00円	2026年3月31日	2026年6月25日

(注)2026年6月24日定時株主総会の決議による1株当たり配当額については、特別配当6円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融資産の保有及び運用は、資金配分方法の効率化及び健全な企業財務確立の一環として行うものとしております。資金運用については、預金・債券を主とした安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については投資等の規模や目的、時期などを十分に勘案し、資本市場や金融機関からの調達を検討することとしております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは信用取引管理規定によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であります。デリバティブ取引は為替取引基準及びデリバティブ取引リスク管理基準に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,904,541	2,904,541	－
資 産 合 計	2,904,541	2,904,541	－
(2) 長期借入金	(1,610,451)	(1,606,591)	△3,859
負 債 合 計	(1,610,451)	(1,606,591)	△3,859
(3) デリバティブ取引 ※	(17,636)	(17,636)	－

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	89,291
関係会社株式	10,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	2,904,541	—	—	2,904,541
デリバティブ取引 通貨関連	—	438	—	438
資 産 合 計	2,904,541	438	—	2,904,979
デリバティブ取引 通貨関連	—	18,074	—	18,074
負 債 合 計	—	18,074	—	18,074

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,606,591	—	1,606,591
負 債 合 計	—	1,606,591	—	1,606,591

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	商事部門	焼入鋼帯部門	鋁金加工品部門	海外事業	計		
一時点で移転される財及びサービス	33,462,020	1,599,821	7,342,968	5,770,041	48,174,851	－	48,174,851
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	－	－	17,960	－	17,960	－	17,960
顧客との契約から生じる収益	33,462,020	1,599,821	7,360,928	5,770,041	48,192,811	－	48,192,811
その他の収益	－	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	33,462,020	1,599,821	7,360,928	5,770,041	48,192,811	－	48,192,811

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、特殊帯鋼及び普通鋼等の販売、特殊帯鋼を主原料とした焼入帯鋼及び鋁金加工品の製造・販売を主な事業内容としており、これら商品及び製品等の販売については、約束した財の引渡時点において顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。また、生産に要する一部の金型の費用を顧客から回収する取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該金型代金の回収に基づいて収益を認識しております。

なお、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。また、買い戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	517,750
売掛金	6,872,429
電子記録債権	4,197,386
	11,587,566
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	249,616
売掛金	5,835,418
電子記録債権	4,333,237
	10,418,272
契約負債（期首残高）	2,099
契約負債（期末残高）	1,707

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,099千円です。また、当連結会計年度において、契約負債が392千円減少した主な理由は、前受金の増加であり、これにより392千円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 720円43銭
- 1 株当たり当期純利益 46円53銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式	
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
					固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	230,394	6,850,000	509,390	8,051,995	△41,188	11,329,262
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△89,617	△89,617		△89,617
自 己 株 式 の 取 得									△22	△22
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△4,272		4,272	－		－
当 期 純 利 益							721,715	721,715		721,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△4,272	－	636,370	632,097	△22	632,075
当 期 末 残 高	1,848,846	1,469,608	1,469,608	462,211	226,121	6,850,000	1,145,760	8,684,093	△41,210	11,961,338

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,114,956	1,114,956	12,444,219
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△89,617
自 己 株 式 の 取 得			△22
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			－
当 期 純 利 益			721,715
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	187,516	187,516	187,516
当 期 変 動 額 合 計	187,516	187,516	819,591
当 期 末 残 高	1,302,472	1,302,472	13,263,811

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資
株式等以外のもの産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下によ
る簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額により計上しておりま
す。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しており
ます。

(4) 退職給付引当金

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金
資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しており
ます。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させ
る方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から5年で費用
処理しております。また、過去勤務費用については、定額法により5年で費用
処理しております。

・未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結
貸借対照表と異なります。

- | | |
|----------------|---|
| 4. 収益及び費用の計上基準 | 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 |
| 5. ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付された外貨建金銭債権については、振当処理によっております。
ヘッジ手段 為替予約取引
ヘッジ対象 外貨建輸出取引（金銭債権）及び予定取引 |

会計上の見積りに関する注記

① 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減損処理することとしております。

当事業年度において、各資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益はプラスであり、減損の兆候はないものと判断しております。

② 科目名及び当事業年度計上額

有形固定資産 2,460,483千円

無形固定資産 245,892千円

③ その他見積りの内容に関する理解に資する情報

事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件又は仮定に変更が生じ、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌事業年度の計算書類において、減損処理が必要となり、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		17,296,748千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	662,807千円
	短期金銭債務	9,234千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,301,493千円
仕入高	24,419千円
その他の営業取引高	31,763千円
営業取引以外の取引による取引高	195,349千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	153,681株	111株	－	153,792株

(注)自己株式の増加111株は、単元未満株式の取得によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	1,038千円
賞与引当金	56,646千円
未払事業税	16,292千円
退職給付引当金	281,388千円
役員退職慰労金	17,653千円
投資有価証券評価損	5,110千円
関係会社株式等評価損	267,556千円
減損損失	189,409千円
その他	44,121千円
繰延税金資産小計	879,217千円
評価性引当額	△383,729千円
繰延税金資産合計	495,487千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	103,838千円
その他有価証券評価差額金	598,114千円
前払年金費用	78,740千円
繰延税金負債合計	780,693千円
繰延税金負債の純額	285,205千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会 社 等 の 名 称	資本金	事 業 の 内 容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ジュタワン・ モリテック (タイランド) 株式会社	223,080 千バーツ	当社のタイ国 向け鋼材輸出 の販売代理、 タイ国内向け 鋼材加工販売、 家電・農業機 械・自動車用 各部品製造販 売	99.5%	商品の 販売 役員の 兼任 1名	商 品 の 売 製 品 の 入 仕	397,592 4,260	売 掛 金 —	95,291 —
子会社	モリテックス チールメキシ コ株式会社	321,029 千ペソ	メキシコ国内 向け鋼材加工 販売、自動車 用部品製造販 売	100.0%	商品の 販売 資金の 貸付 役員の 兼任 1名	商 品 の 売 ロイヤリ ティーの 受 取 資 金 の 回収	429,896 21,355 134,568	売 掛 金 未収入金 —	294,850 6,521 —
子会社	上海摩立特克 鋼鉄商貿有限 公司	10,252 千元	中国国内向け 鋼材加工販売	100.0%	商品の 販売 役員の 兼任 1名	商 品 の 売 販 販	311,594	売 掛 金	178,697
子会社	中川産業株式 会社	24,689 千円	日本国内向け 鋼材加工販売	100.0%	商品の 販売 役員の 兼任 3名	配当金の 受取	47,481	—	—
子会社	株式会社サン ド	10,000 千円	金属の二次加 工	100.0%	配当金の 受取	配当金の 受取	122,640	—	—

- (注) 1. 子会社との取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2. モリテックスチールメキシコ株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 592円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円21銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。